

平成25年12月4日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局家庭局第二課長 和 波 宏 典

最高裁判所事務総局民事局第二課長 福 田 千 恵 子

最高裁判所事務総局総務局第三課長 植 村 直 樹

人事訴訟事件及び民事訴訟事件において秘匿の希望がされた

住所等の取扱いについて（事務連絡）

人事訴訟事件や民事訴訟事件においては、当事者がドメスティック・バイオレンスや犯罪による被害者で、住所等の秘匿を希望する場合がありますが、記録の閲覧等の規律に関する当事者の理解が不十分である場合も想定されるため、これを前提とした配慮や対応を行うことが相当と考えられます。特に、離婚訴訟事件などの人事訴訟事件については家庭裁判所で家事調停事件が先行することもあり、当事者（代理人を含む。）が、秘匿希望の上申書を提出してさえおけば反対当事者に住所等が知られることはないという誤解している場合も考えられるため、より一層留意して対応を行う必要があると考えられます。

このため、当事者から秘匿の希望がされた住所等の取扱いに関して、人事訴訟事件の場合を例として、記録に住所等が表れないようにするための工夫例を別紙のとおりまとめました。ついては、裁判体及び関係職員の間で認識を共有するなどして、今後の事務処理の参考にしてください。

また、別紙の内容は、民事訴訟事件全般においても共通することが多いため、家庭裁判所のみならず、地方裁判所の裁判体や関係職員にも十分周知してください。

なお、管内の簡易裁判所に対しては、地方裁判所からこの趣旨を周知してください。

(別紙)

人事訴訟事件において、ドメスティック・バイオレンス等を理由として秘匿の希望がされた住所等の取扱い

1 書面提出時における留意点

人事訴訟事件では、家事調停事件において申立書の写しの送付に代えて家事調停の申立てがあったことの通知をすることが認められる（家事事件手続法256条）のとは異なり、訴状等一方当事者が提出した書面はその副本等によって他方当事者に送達又は送付する必要がある（民事訴訟規則58条等）。また、裁判所において当該書面と異なる内容の書面（裁判所がマスキング処理をすることを含む。）を交付すること等を認める規定はない。さらに、記録の閲覧謄写（以下「閲覧等」という。）についても、家事調停事件において裁判官の許可が必要とされる（家事事件手続法254条）のとは異なり、他方当事者から閲覧等の請求がされた場合にはこれを拒むことはできず（民事訴訟法91条）、秘匿の希望がされた住所等（以下「秘匿希望住所等」という。）が記載された部分の閲覧等を制限したり、裁判所が当該部分にマスキング（黒塗り）をして閲覧等に供したりすることを認める規定はない（事実の調査部分を除く。人事訴訟法35条1項、2項）。

このため、住所等の秘匿を希望する側の当事者（代理人を含む。）に対しては、訴状の受付時などの審理の当初段階から、提出書面に秘匿希望住所等が記載されることのないよう、当事者において、他方当事者に知られると支障のある情報が提出書面に記載されていないかどうかを確認し、記載されている場合は当該箇所をマスキング（黒塗り）するなどした上で裁判所に書面を提出する必要がある旨、適切に教示する必要がある。また、住所等が記載されている可能性が典型的に高いと考えられる書類（訴状のほかに、委任状、証拠申出書、診断書、陳述書、年金分割のための情報通知書等）を受領する場合や大量の書類が提出された場合等には、改めて、前記と同様の注意喚起をすることも有用であ

ると考えられる。

なお、事件の配てん先が決まっていない訴状受付時の手続教示の段階で、訴状への秘匿希望住所等の記載に関して一般的にどのように教示することが適切かについては、裁判長に訴状審査権があることを踏まえて裁判部全体で検討し、取り決めておくことが必要である。また、訴状の受付時に限らず、訟廷など担当書記官以外の者が住所等の秘匿希望があることを把握した場合における担当書記官への情報伝達の方法についても、関係職員間で取り決めておくことが必要である。

2 裁判所が書類を作成する場合等における配慮

当事者の住所等については、当事者が提出する書類にのみ表れるわけではなく、調書及び判決書のように裁判所が作成する書類並びに送達報告書のように第三者が提出する書類にも表れる可能性がある。裁判体が秘匿希望住所等を秘匿すべきであると判断している場合には、秘匿希望住所等が記録に表れないようにするために、例えば、送達の際の取扱い（秘匿希望住所等以外の場所を送達場所等として届け出るよう教示したり、裁判所における交付送達を励行したりするなど）、本人調書作成上の取扱い（秘匿希望住所等の記載を省略するなど）、判決書等作成上の取扱い（当事者の表示における住所の記載方法を工夫するなど）について適切な手段を講じることが考えられる。ただし、以上の例には、方法の取捨選択につき裁判体の判断事項に係るものも含まれるため、裁判体との間で合理的な配慮の在り方を個別に検討する必要がある。

3 閲覧等の際の配慮

人事訴訟事件における閲覧等の規律は前記1に記載したとおりであり、当事者からの閲覧等の請求を拒絶することを認める規定はない（事実の調査部分を除く。人事訴訟法35条1項、2項）。このため、前記1に記載した手段を講じたにもかかわらず、記録中の当事者が提出した書面に秘匿希望住所等が表れていることに気付いた場合や、裁判体が当該情報を秘匿すべきであると判断しつ

つ、前記2に記載した取扱いを行わないなどにより、第三者が提出した書類や裁判所が作成した書類に秘匿希望住所等が表れている場合には、書記官において、閲覧等の請求を受けた際、請求した者に対しその趣旨を確認して必要な部分のみ請求をさせるなどの配慮をすることが考えられる。

なお、閲覧等の請求の対象となる記録は、訴状提出から記録廃棄に至るまでの間、複数の担当者による事務が順次積み重ねられ、作成されるものである。このため、閲覧等の請求を受けた際の事務として、以上のような配慮が必要か否か判断するため、記録全体をくまなく見返して秘匿希望住所等が記載された書面の有無を確認するという事務を行うことは、合理的な事務の流れではないと考えられる。

上記のとおり配慮をしたとしても、閲覧等の請求を受けた時点で書記官にできることは限られているため、書類の提出や作成の場面において、できる限り秘匿希望住所等が記録に表れないよう前記1及び2に記載したような事務を適正に積み重ねていくことが何より重要となる。